

3—3 経営健全化支援資金（防災・災害対策）

(1) 貸付対象者

- ア 次の(ア)、(イ)のいずれかの実施により、事業用建築物の耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする者
- (ア) 事業用建築物の有資格者による耐震診断又は耐震補強が必要と診断された建築物の耐震補強改修工事
- (イ) 地震による被害の軽減を図るための機械、器具、商品等の転倒、転落等の防止措置
- イ 旅館業を営む者で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする者
- ウ 石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする者
- エ 災害時等に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする者
- オ 暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等のり災証明書等を受けた者

(2) 貸付条件

貸付限度額	前記(1)貸付対象者 ア～エの場合
	設備資金 1億5,000万円 運転資金 3,000万円
貸付利率	前記(1)貸付対象者 オの場合
	設備資金 6,000万円 運転資金 8,000万円
貸付期間 ※1	前記(1)貸付対象者 ア～エの場合
	年2. 2%
担保	前記(1)貸付対象者 オの場合
	年1. 3%
保証人	設備資金 10年以内（うち据置2年以内） うち土地・建物 15年以内（うち据置2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内※2）
	必要に応じて徴する
返済方法	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
	元金均等による月賦返済

※1 貸付期間は1年超とすること

※2 (1) 貸付対象者 オの場合は2年以内

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 融資あっせん申込書（様式第1号）
② 事業計画書（様式第15号～第15号の4のうち該当するもの（前記(1)貸付対象者オの場合は不要）

③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）
④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）
⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）
⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
イ 前記(1)貸付対象者 ア(7)（耐震改修）の場合
⑦ 耐震診断結果書類の写し（耐震診断を行おうとする者は除く）
ウ 前記(1)貸付対象者 エのうち、事業継続計画（BCP）に基づく対策を講じようとする者の場合
⑧ 事業継続計画書（BCP）の写し
エ 前記(1)貸付対象者 オの場合
⑨ 市町村長等の発行するり災証明書等（災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）
オ 設備資金の場合
⑩ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）
⑪ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る）
⑫ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る）
⑬ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
カ 提出部数 4部（なお、③、④は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 前記(1)貸付対象者 ア(7)（耐震改修）に該当する者にあつては、事業用と個人用の共同施設の場合は事業用部分のみを対象とするものであること。また、耐震補強改修工事に係る費用のみを対象とし、付随して行われる内装等の改修や建物の改築に要する費用は対象としないものであること。

イ 前記(1)貸付対象者 ア(1)（機械転倒防止）に該当する者にあつては、新規購入の機械設備の購入及び据付費用は貸付対象としないものであること。

ウ 前記(1)貸付対象者 イ（宿泊施設防火）に該当する者にあつては、防火・避難安全設備の機能向上が認められる設備改修等に係る費用であること。

なお、施設の新築、増改築に伴うものは除く。

エ 前記(1)貸付対象者 ウ（地下タンク流出防止）に該当する者にあつては、石油製品の流出事故防止対策としての地下タンクの設備改修等に係る費用であること。

なお、施設の新築、増改築に伴うものは除く。

オ 前記(1)貸付対象者 エ（BCP）に該当する者にあつては、事業継続計画の策定に係る費用又は当該計画に基づく対策に必要な費用であること。なお、事業継続計画（BCP）とは、中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針（<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>）」に沿って作成したもの又はこれに準ずるものであること。

カ 前記(1)貸付対象者 オの「暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害」とは、一般的に、災害の規模、程度を勘案し、社会通念により異常な現象と認めら

れるものを指す。従って、通常の降雨量にもかかわらず明らかに維持管理の不備に起因して施設が損壊した場合などは災害とは認められない。

また、資金使途は災害により事業活動に支障が生じている中小企業者等が、設備の復旧、資材の購入等、事業活動の継続のために必要とする設備資金及び運転資金であること。